

## 令和6年度小郡市食の自立支援（配食サービス）事業・小郡市 障害者配食サービス事業（福祉課）調理業務委託仕様書

### 1. 委託業務の内容

- (1) 高齢者・障害者向けの食事を調理し、小郡市が指示した配送業者（小郡市内）へ指定された時間に弁当等の配送・容器の回収及び利用者負担金の徴収（以下「調理等」という。）をすること。
- (2) 事業中、利用者に関し緊急で連絡を要するような事態が発生した際は、小郡市が提示した緊急連絡先及び配送業者へ連絡すること。

### 2. 実施日・配送時間

実施日は月曜日から土曜日までの夕食のみとする。ただし、祝日、8月15日及び12月31日から1月3日については、休みとする。

配送時間は、食品の安全性に常に配慮し、調理完了後概ね2時間を目安に、13時30分～14時00分の間で、配送業者へ配達すること。

また、配送時間が前後する場合には、配送業者に連絡をすること。

### 3. 祝日及び災害（大雨・大雪・台風）等の対応について

#### (1) 祝日

食の確保が困難な利用者に対し、前日までに、当該祝日期間まで保存可能な食事を準備し、配送すること。

#### (2) 災害

災害等で調理施設等の被災により調理困難な場合は、速やかに市に連絡すること。

### 4. 実績報告

実績報告書は、1ヶ月毎に利用者及び食事の種類等を記載し、翌月の10日までに提出すること。

### 5. 委託料の支払い

- (1) 委託料は、本業務にかかる費用のうち、利用者負担を除いた費用を委託料とする。
- (2) 委託料は月払いとし、正当な請求を受けてから、30日以内に委託料を支払うものとする。

## 6. 利用者負担

利用者負担は市が契約した1食あたりの金額とするが、利用者の世帯が非課税である場合は、市からの委託料180円を差し引いた金額とする。

## 7. 利用者負担金の徴収

利用者負担金は、口座振替にて、徴収すること。口座振替に係る費用は受託者の負担とする。

## 8. 安全・衛生について

- (1) 業務を実施するにあたっては、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。
- (2) 原材料の取扱い、調理にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。食中毒等により一時的に営業停止になった場合は、速やかに小郡市と協議を行い、その対応に努めること。
- (3) 小郡市の指示があった場合は、保健所等による必要な検査を行い、検査結果を提出すること。

## 9. 保存食

保存食は、万が一事故が発生した場合は、その原因を明らかにするため、調理から2日間は保存すること。

## 10. 弁当の内容及び献立

- (1) 弁当は、原則として自らの調理施設で調理・加工したものであること。
- (2) 弁当の内容は、栄養バランスの取れた高齢者又は障害者にふさわしいものであり、季節に応じたものであること。
- (3) 弁当の献立は、次に挙げる1食あたりの摂取基準値を目安に、栄養士又は調理師が作成すること。

	基準値
エネルギー (kcal)	500～650kcal
たんぱく質 (g)	20～25g
脂質 (g)	12～20g
塩分 (g)	3g未満

- (4) 弁当の種類は普通食と治療食（高血圧、糖尿病、腎臓病、キザミ食、ご飯やわかめ等に対応したもの）とする。
- (5) 献立表にエネルギー摂取量を記載（たんぱく質・脂質・塩分はできる限り記載）すること。

- (6) 献立表は、利用月の2週間前までに小郡市に提出し、同じ内容のものを利用者に渡すこと。
- (7) 食材の調達上やむを得ない事由により献立を変更するときは、変更の事由を明記し、事前に小郡市の承認を得ること。また、承認を得た場合は、速やかに利用者に連絡すること。
- (8) 「地産地消」を推進するため、食材については積極的に小郡市産のものを使用すること。

### 1 1. 1ヶ月あたりの調理可能食数

1ヶ月の調理可能食数が、1,000食以上であること。

令和5年11月の実績

	延配食数
長寿支援課	855食
福祉課	52食
合計	907食

### 1 2. 容器

容器は、受託者が自ら準備し、衛生的なものを使用すること。

※電子レンジ対応可のものとする。

### 1 3. 保管箱・保冷剤

衛生面を考慮し、在宅・留守の場合にかかわらず保温性のある容器（保管箱）に入れたまま利用者に渡すため、受託者は保管箱を準備すること。また、春から秋にかけて、保冷剤を準備すること。

※保管箱・保冷剤は配食数分用意すること。汚損・欠損がある場合には速やかに補充すること。

### 1 4. 苦情処理・損害賠償

- (1) 利用者の苦情については、誠実に対応し、迅速にその処理に努めること。また、必要により小郡市に報告すること。
- (2) 受託者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害賠償を行うこと。

### 1 5. その他

- (1) 受託者は小郡市との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載がない事項については、小郡市と協議の上、誠実に実

施すること。

- (3) 契約締結については、本仕様書に基づき「小郡市食の自立支援（配食サービス）事業」「小郡市障害者配食サービス事業」について、それぞれ締結するものとする。